誓　　約　　書

園内で撮影を行うにあたっては、関係法令・例規のほか、下記を厳守してください。

下記の事項は香川県都市公園条例（昭和３９年香川県条例第２０号、以下「条例」という。）第３条第２項に規定する許可条件です。これらに違反し、又は、申請書の内容と異なる撮影を行った場合は、条例第９条第１項により、**即時撮影許可の取消しを行うとともに、今後の撮影をお断りすることがあります。**

**＜全般的注意事項＞**

□　会社名及び氏名を見やすく表示した名札をスタッフ全員が身に着けてください。

　　※名札は概ね縦５ｃｍ×横９ｃｍ以上とし、誰からも見やすいように着用してください。

□　立入禁止区域及び利用許可を受けていない施設へは、立ち入らないでください。また、同区域及び施設には、いかなる物品も置かないでください。

□　園内の建物に触れたり、設置されている看板・サイン類を移動しないでください。また、建物内に設置されている物品を設置場所から移動させないでください。

□　次の行為は、他のお客様の公園利用に支障を及ぼすため、禁止します。

・通路において、撮影者、被写体、スタッフ、機材等により、他のお客様等の通行を妨げること。

・撮影のため、一定の区域に概ね５分以上留まること。

・利用許可されていない建物内、無料休憩所及び屋外において更衣を行うこと。

・立入禁止区域及び通路にひな壇を設置すること。

・大きな声を出して撮影をすること。

・上記のほか、他のお客様の公園利用に支障を及ぼすと認められる行為。

□　他のお客様の通行や視野を遮ったり、庭園の鑑賞の妨げになるおそれがあるため、以下の機材等の持ち込みはご遠慮ください。

　・屏風など、人より大きいもの

・風船など、割れたり大きな音のする可能性があるもの

　・遊具

**＜掬月亭・日暮亭での注意事項＞**

□　写真撮影の際は、上記の注意事項を遵守していただくほか、各亭の指示に従ってください。

　※注意事項を読んで、了解した場合は☑してください。

**以上の事項を遵守することを誓約します。**

令和　　年　　月　　日

責任者　所属

　　　　氏名

　　　　電話番号